

家庭用自転車エルゴメータの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 8 産第1133号・平成 8 年 7 月30日

製 品 安 全 協 会

家庭用フィットネス器具専門部会 専門委員名簿

(五十音順)

| | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|-------------------------|
| (部会長) | 宇治橋 貞幸 | 東京工業大学 |
| (委員) | 伊藤 文一 | 財団法人 日本消費者協会 |
| | 魚見 秀男 | 全日本運動用具小売商組合連合会 |
| | 大久保 信行 | 中央大学 |
| | 太田 義武 | 株式会社 大武ルート工業 |
| | 大西 清 | 有限会社 中旺ヘルス |
| | 小沢 治夫 | 筑波大学付属駒場中・高等学校 |
| | 紙川 明 | 製品評価技術センター消費生活部機械テスト課 |
| | 川副 嘉彦 | 埼玉工業大学 |
| | 梶野 広 | 日本秤鐘 株式会社 |
| | 河田 浩治 | セノー 株式会社 |
| | 川又 輝長 | 社団法人 日本スポーツ用品工業協会 |
| | 小嶋 淳次 | 竹井機器工業 株式会社 |
| | 小林 肇 | 東京大学 |
| | 崎山 起一 | 株式会社 コーラル |
| | 佐藤 省悟 | 財団法人 化学品検査協会 |
| | 佐藤 章一郎 | 株式会社 福島発條製作所 |
| | 清水 眞一 | 丸石自転車 株式会社 |
| | 瀬崎 博 | 株式会社 河合楽器製作所 |
| | 園山 忠 | 健康増進機器連絡協議会 |
| | 高井 康英 | 通商産業省産業政策局消費経済課製品安全対策室 |
| | 田中 芳雄 | 製品安全協会 |
| | 土屋 邦正 | コンビ 株式会社 |
| | 津山 政士 | 株式会社 キャットアイ |
| | 戸松 哲男 | 株式会社 エスエスケイ |
| | 成宮 治 | 通商産業省生活産業局文化用品課 |
| | 信田 宜司 | ミズノ 株式会社 |
| | 新津 靖 | 東京大学 |
| | 西出 徹雄 | 工業技術院標準部消費生活規格課 |
| | 野田 信一 | 社団法人 日本フィットネス産業協会 |
| | 野美山 薫 | 社団法人 日本通信販売協会 |
| | 福井 輝子 | 主婦連合会 |
| | 福永 哲夫 | 東京大学 |
| | 藤崎 清道 | 厚生省健康増進栄養課健康増進関連ビジネス指導室 |
| | 藤本 祐司 | アルインコ 株式会社 |
| | 船渡 和男 | 東京大学 |
| | 松尾 彰文 | 鹿屋体育大学 |
| | 松岡 寿人 | 財団法人 日本文化用品安全試験所 |
| | 山下 文郎 | 財団法人 日本車両検査協会 |
| | 吉武 裕 | 国立健康・栄養研究所 |

(事務局) 財団法人製品安全協会

住所：〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

電話：03-5808-3302

FAX：03-5808-3305

家庭用自転車エルゴメータの認定基準及び基準確認方法
Approval Standard for Stationary Exercise Cycle Trainers for Home-use

1. 基準の目的

この基準は、家庭用自転車エルゴメータの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する据置式の自転車エルゴメータ（以下、「エルゴメータ」という。）について適用する。

なお、スポーツジム等の施設用、各種厚生施設用、医療用、測定用等は除く。

備考： この基準の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって参考値として併記したものである。

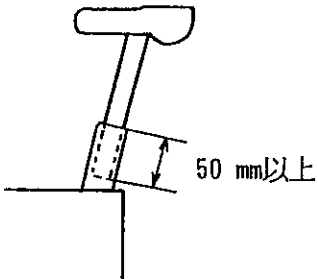
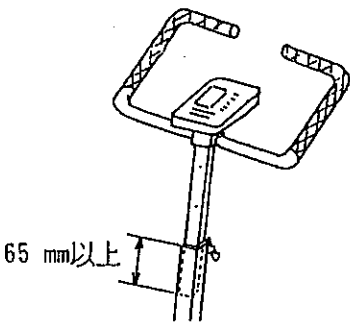
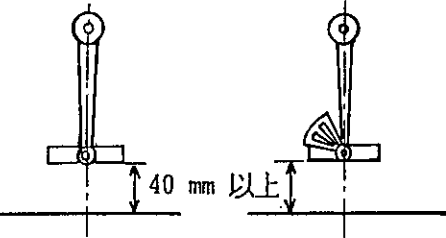
この基準は、製造物責任法等のいかなる他法令の適用を除外するものではない。

3. 安全性品質

エルゴメータの安全性品質は、次のとおりとする。

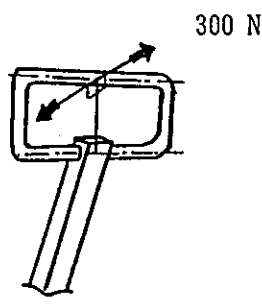
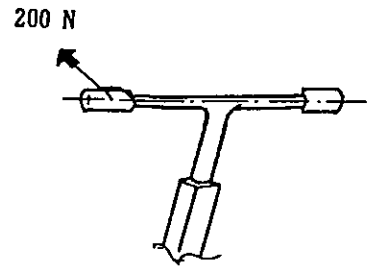
| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-----------|---|--|
| 1. 外観及び構造 | <p>1. エルゴメータの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあつては、安全性を損なうおそれのある素地の露出、はがれ等がないこと。</p> <p>(2) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。</p> <p>(3) 組立式のものにあつては、組立ては容易で、かつ適切な方法によって組み立てられた製品の各部には、安全性を損なうおそれのある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(4) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。</p> <p>(5) ペダル・クランクの回転は、円滑であり、回転抵抗が著しく異なる箇所がないこと。</p> | <p>1. (1) 目視等により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。 なお、身体が触れる部分には、組立・分解時及び調整時を含むものとする。</p> <p>(3) 製品に添付する取扱説明書の組立・分解説明に従って、水平、平坦な床面上で（以下、特に指定のない限り同様とする。）組立てを行い、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(5) 操作により確認すること。</p> |

| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-----|---|---|
| | <p>(6) 手指の触れることができる各部分には、挟み込むおそれのある5 mm以上 25 mm以下の開口部がないこと。</p> <p>(7) 回転部、駆動部等には、手指の巻き込みがない構造であること。ただし、クランク部と本体の間隔が一定でない場合は、その間隔は10 mm 以上あること。</p> <p>(8) 使用者の運動領域内には、調整用レバー等の運動動作の妨げとなるものがないこと。</p> <p>(9) 接地部には、滑り防止のための措置を講じること。なお、滑り止め端具を用いる場合は、容易に外れたり、ずれることがないこと。</p> <p>(10) サドル高さの調節ができるものにあつては、サドルポストに調整限界表示又は限界以上の調整ができない措置が講じられていること。</p> | <p>(6) スケール等により測定して確認すること。</p> <p>(7) 可動部には、直径 9 mm、長さ 70 mmの試験用ロッドが、入って、巻き込むことがないことを操作等により確認すること。 なお、可動部には、以下が含まれる。 ・回転する車輪のカバー部。 ・回転力を伝達するためのチェーン部、ベルトと摩擦面との接触部等。</p> <p>(8) 目視、操作等により確認すること。</p> <p>(9) 目視及び触感により確認すること。 なお、滑り止め端具が取り付けられているものにあつては、タイルカーペット上に設置した製品を前後左右方向に静かに引っ張ったとき、端具の外れ、ずれ等がないことを確認すること。 試験に用いるタイルカーペットは、パイル質量が 250 g/m² 以上であり、JIS L1904(タイルカーペット試験方法) 9. キャスターチェアによる寸法の変化量及び変化率に規定される方法により試験して0.10%以下のものとする。</p> <div data-bbox="821 1444 1268 1736" data-label="Image"> <p>The diagram illustrates a product, likely a chair or stool, with a castor wheel. It is shown on a surface labeled 'タイルカーペット' (tile carpet). A component labeled '滑り止め端具' (slip-resistant end piece) is attached to the bottom of the product, designed to prevent it from sliding on the carpet. The diagram shows the product being pulled horizontally to test the stability of this end piece.</p> </div> <p>図1. 滑り止め端具の固定性</p> <p>(10) 目視及び操作により確認すること。 なお、調整限界表示があるものにあつては、取扱説明書中にその説明を明示する等して、一般消費者にわかりやすいものであることを確認すること。</p> |

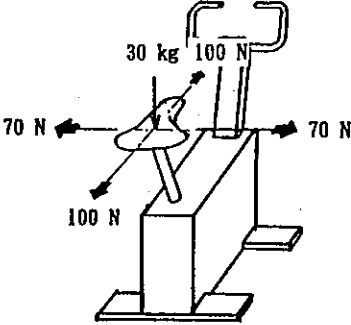
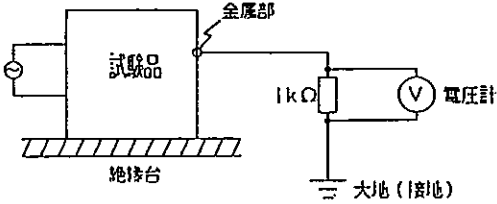
| 項目 | 認定基準 | 基準確認方法 |
|----|---|--|
| | <p>(11) サドル高さを最高位に調節した時であっても、サドルポストは 50 mm以上の支持深さを有すること。</p> <p>(12) ハンドル高さの調整が可能なものにあつては、ハンドルポストに調整限界表示又は限界以上の調整ができない措置が講じられていること。</p> <p>(13) ハンドル高さを最高位に調節した時であっても、ハンドルポストは 65 mm以上の支持深さを有すること。</p> <p>(14) ペダル底面の床面からの高さは、40 mm 以上であること。</p> <p>(15) ハンドルグリップ部及びペダル表面には、滑り止めのための措置が講じられていること。</p> | <p>(11) スケール等により測定して確認すること。</p>  <p>図2. サドルポストの支持深さ</p> <p>(12) 目視及び操作により確認すること。 なお、調整限界表示があるものにあつては、取扱説明書中にその説明を明示する等して、一般消費者にわかりやすいものであることを確認すること。</p> <p>(13) スケール等により測定して確認すること。</p>  <p>図3. ハンドルポストの支持深さ</p> <p>(14) スケール等により測定して確認すること。</p>  <p>図4. ペダルの最低高さ</p> <p>(15) 目視、触感等により確認すること。</p> |

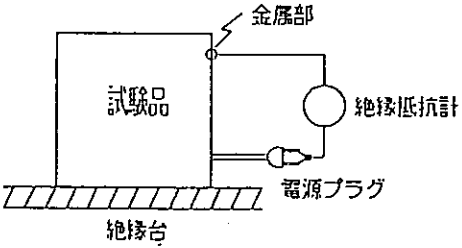
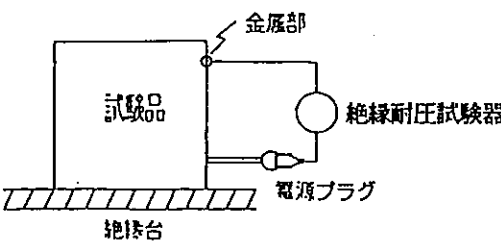
| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-------|---|---|
| 2. 強度 | <p>2. エルゴメータの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ペダル部の耐荷重試験を行ったとき、ペダルの回り、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) サドル部及びサドルポストの耐荷重試験を行ったとき、破損、使用上支障のある異状、高さのずれがなく、鉛直方向の永久変形が 10 mm以下であること。</p> | <p>2. (1) 図5に示すように、一方のクランクを水平状態とし、回転しないように固定する。この状態で、もう一方のペダル面に鉛直下方向に 1,500N{150 kgf} の荷重を加え、15秒間保持した後、及び荷重を取り除いた後に目視等により確認すること。</p> <div data-bbox="949 645 1241 896" data-label="Image"> </div> <p>図5. ペダル部の耐荷重試験</p> <p>(2) 図6に示すように、最高位に調整されたサドル面上に 750 N{75 kgf}の荷重を1分間加え、荷重を取り除いた後のサドル高さを基準高さとする。次にサドル面上に 1,500 N{150 kgf}の荷重を1分間加えた後、これを取り除く。この状態で破損及びサドル高さのずれのないことを目視等により確認し、永久変形をスケール等により測定して確認すること。</p> <p>なお、荷重の負荷は、サドル全面を覆う大きさのあて板を介して行うものとする。製品にねじ等の締付け箇所がある場合は、18 N・m{1.8 kgf・m}で締め付けた状態とする(以下、2においては同様とする。)</p> <div data-bbox="949 1624 1241 1874" data-label="Image"> </div> <p>図6. サドル部及びサドルポストの耐荷重試験</p> |

| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-----|--|---|
| | <p>(3) サドルの保持試験を行ったとき、回転、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> | <p>(3) サドルポスト位置から最も離れたサドル面の前端又は後端位置から 25 mm 以内の位置に 650 N {65 kgf} の鉛直荷重を 1 分間加える。荷重を取り除いた後、破損、変形等の有無を目視により確認すること。</p> <p>引き続き、図 8 に示すように、同位置に各々 250 N {25 kgf} の水平力を加え、サドルの回転がないことを目視により確認すること。</p> <p>なお、サドルポストの高さ調節が、ピン構造の場合は、図 7 に示すようにサドルポストを抜き取り、固定具に固定して試験する。</p> <div data-bbox="922 795 1372 1131" data-label="Image"> </div> <p>図 7. サドルの保持試験 (ピン構造の場合)</p> <div data-bbox="909 1243 1324 1467" data-label="Image"> </div> <p>図 8. サドルの回転の有無の確認</p> <div data-bbox="981 1668 1316 1937" data-label="Image"> </div> <p>図 9. 圧子の構造</p> |

| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-----|--|---|
| | <p>(4) ハンドル部の回転試験を行ったとき、ハンドル部の回転、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(5) ハンドルポスト部の保持試験を行ったとき、ハンドルポストの滑り、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> | <p>(4) ハンドルバーが回転する機構のものにあつては（図10参照）、回転軸から最も遠いハンドルグリップ位置に 300 N(30 kgf)の力を回転方向に加え、目視により確認すること。</p> <p>なお、ハンドル高さが調節式のものにあつては、最高位に調整して行うこと。</p> <p>ハンドルポストが回転する機構のものにあつては（図11参照）、回転軸から最も遠いハンドルグリップ位置に 200 N(20 kgf)の力を回転方向に加え、目視により確認すること。</p> <p>両方の回転機構を有するものにあつては、両試験を実施すること。また、ここでいうハンドルグリップ位置とは、滑り止め措置の有無を問わずハンドルとして使用することが可能な全ての位置を含むものとする。</p> <div data-bbox="1005 918 1268 1220" style="text-align: center;">  <p>300 N</p> </div> <p style="text-align: center;">図10. ハンドルバーの回転試験</p> <div data-bbox="893 1366 1260 1635" style="text-align: center;">  <p>200 N</p> </div> <p style="text-align: center;">図11. ハンドルポストの回転試験</p> <p>(5) 図12に示すように、接地部を固定した状態で、ハンドル部に対し、ハンドルポスト方向に、引き抜き力及び圧縮力を加え、目視により確認すること。なお、引き抜き力は 500 N(50 kgf)、圧縮力は 500 N(50 kgf)とし、1分間加えること。</p> |

| 項目 | 認定基準 | 基準確認方法 |
|----------------|--|---|
| <p>3. 表面温度</p> | <p>(6) ハンドル部を前後に可動させながら使用するものにあつては、可動ハンドル部の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>3. 身体が触れる外表面温度の測定試験を行ったとき、表面温度が室温+65℃以下であり、かつ各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> | <div data-bbox="1005 324 1316 616" data-label="Image"> </div> <p>図12. ハンドルポスト部の保持試験</p> <p>(6) 図13に示すように、接地部を固定し、可動ハンドル部を最前端にした状態でペダル等によってハンドルが可動しないように関係部位を固定する。この状態で、ハンドル後方に400 N{ 40 kgf}の力を1分間加え、目視、触感、操作等により確認すること。 引き続き、ハンドル部を最後端状態にして、前方に力を加え、同様に確認すること。 なお、ハンドルが左右独立に分かれている場合は、一方のハンドル部で両試験を行う。</p> <div data-bbox="957 1108 1332 1422" data-label="Image"> </div> <p>図 13. 可動ハンドル部の強度試験</p> <p>3. 仕事率 200 W又は最高負荷条件で、20分間の作動操作を5分間の休憩を挟んで計3回行い、身体が触れる外表面箇所に対して熱電温度計法等により温度を測定し、室温+65℃を超えないことを確認すること。また、破損等の有無を目視等により確認すること。 なお、ここでいう最高負荷条件とは、仕事率 200 W に設定することが不可能な製品に対するものであり、可能な限り仕事率 200 Wに近づけるものとする。試験室の雰囲気は温度 20 ± 5℃とする。 条件例. 30 N・m±3 N・m{3 kgf・m ±0.3 kgf}の負荷トルクで 60 rpm の回転速度条件（クランク長；17 cm、負荷ホイール直径；36.8 cm）</p> |

| 項目 | 認定基準 | 基準確認方法 |
|------------|---|--|
| 4. 安定性 | 4. 安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 | <p>4. 図14に示すように、サドル上に 30 kgの重錘を載せた状態で、サドル位置を前後左右方向に引き、浮き（傾き）又は転倒のないことを目視により確認すること。引張力は、前後方向はいずれも 100 N(10 kgf)、左右方向は 70 N(7 kgf) とする。</p> <p>なお、床面からのサドル高さは 76 cmとし、これに満たない場合は最高位にすること。</p>  <p>図 14. 安定性試験</p> |
| 5. 電気的な機能等 | <p>5. 商用電源を使用したエルゴメータにあっては、電気的な機能等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 電装部品関係は、その定格内で使用されること。</p> <p>(2) 動作電圧は、定格電源電圧の±10%以内であること。</p> <p>(3) 金属部と接地部間の漏れ電流は、1 mA以下であること。</p> | <p>5. (1) 定格表示の有無、表記事項と部品等の仕様などを目視により確認すること。</p> <p>(2) 定格電圧を加えて連続運転中に、電圧を定格電圧の±10%に変動させ、機能等に異状がないことを目視により確認すること。</p> <p>(3) 図15に示すように、定格最大負荷で作動させ、外表面に現れる金属部と接地部間に 1 kΩの抵抗を接続して流れる漏れ電流を測定して確認すること。</p>  <p>図 15. 漏れ電流測定試験</p> |

| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|--------|---|---|
| | <p>(4) 絶縁抵抗は、電源プラグ両端と製品金属部間で10 MΩ以上であること。</p> <p>(5) 絶縁耐力試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> | <p>(4) 図16に示すように、定格最大負荷で作動させる前後に、直流 500 Vの絶縁抵抗計で電源プラグ両端と表面の製品金属部との間の絶縁抵抗を測定して確認すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 16. 絶縁抵抗測定試験</p> <p>(5) 図17に示すように、定格電圧が 100 Vのものは、電源プラグ両端と製品金属部間で AC 1000 V、周波数 50 Hz又は 60 Hzの正弦波に近い交流の試験電圧を1分間加え、目視、触感等により確認すること。 なお、AC 1200 V を1秒間加えることによってもよい。</p>  <p style="text-align: center;">図17. 絶縁耐力試験</p> |
| 6. 材料 | 6. 耐食性材料以外は、防せい処理が施されていること。 | 6. 目視等により確認すること。 |
| 7. 付属品 | 7. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。 | 7. 傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等の有無、材料、機能等について、目視、触感、操作等により確認すること。 |

4. 表示及び取扱説明書

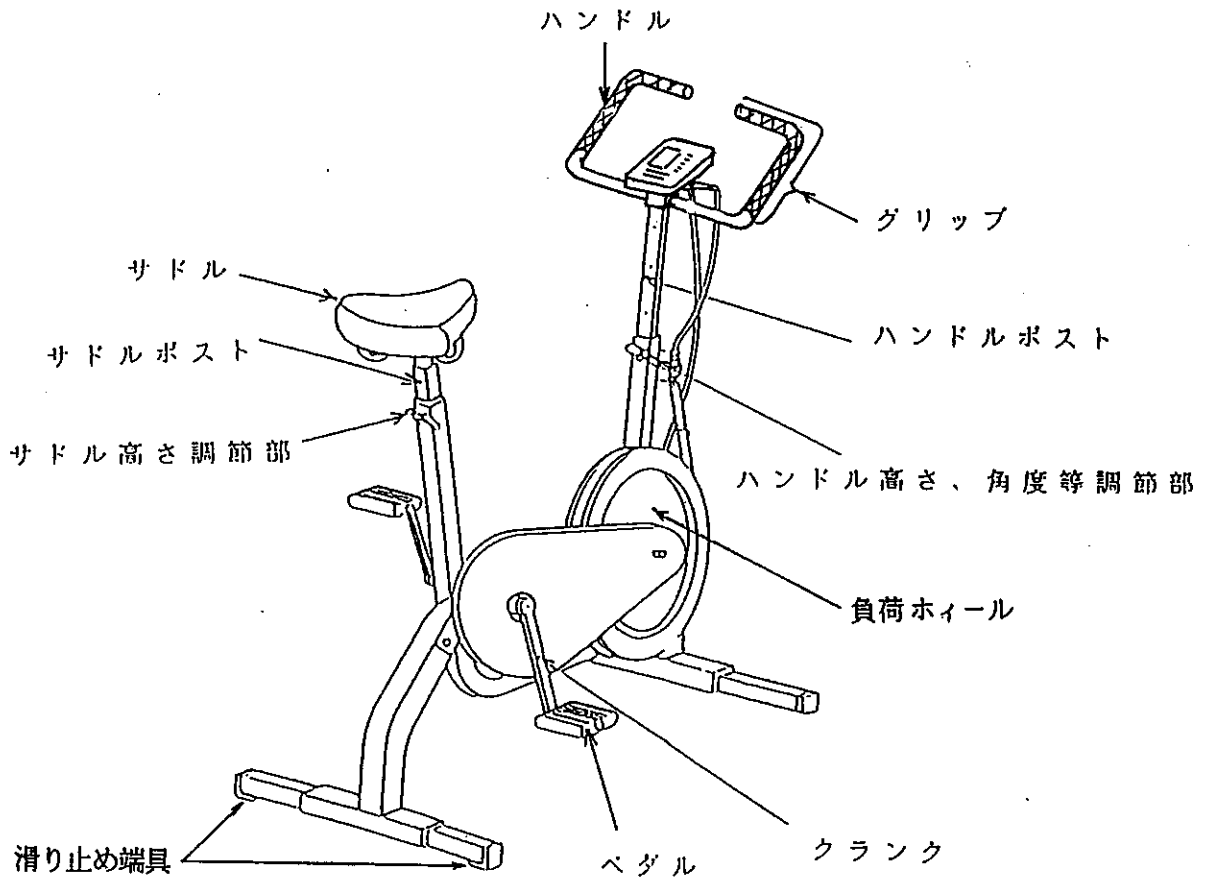
エルゴメータの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-------|---|--|
| 1. 表示 | <p>1. エルゴメータには、容易に消えず、かつはがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>ただし、(3)、(5) 及び(6) は使用時に特に目につきやすい箇所に、大きな文字でその趣旨を表示し、(7) は、購入時にも必ず使用者にわかるよう、その趣旨が表示されていること。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年若しくは輸入年、又はその略号</p> <p>(3) 家庭用である旨</p> <p>(4) 定格 定格電圧、定格消費電力、定格周波数等</p> <p>(5) 使用前に取扱説明書に記載される使用方法を必ず読み、適正な使用方法をする旨。</p> <p>(6) 身体に変調があったら、すぐに使用を停止する旨。</p> <p>(7) 健康な人を対象とした製品であり、事前に医師に相談する必要がある場合、必ず相談してから使用する旨。</p> <p>2. エルゴメータには、次に示す趣旨の各項目が記載された取扱説明書を添付すること。</p> <p>(1) は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(5)～(8) は図を併記すること。(4)、(9)～(12)は安全警告標識等を併記する等してより認知しやすいものであること。</p> <p>なお、その製品に該当しない事</p> | <p>1. 表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3)、(5) 及び(6) の表示は、文字の大きさ（縦寸法）が 4.9 mm 以上の大きさであることを確認すること。</p> <p>なお、(3) の表示は、その事項のみを枠で囲んだり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(5) 及び(6) は、安全警告標識（△）を併記し、特に(6)は「警告」の文字も併記し、同時に目立つ色彩を用いたりしてより認知しやすい表示であることを確認すること。ただし、絵表示を併記する場合は、文字の大きさは 3.1 mm 以上とする。</p> <p>(7) は、タグ（下げ札）等を用いてもよいが、同時に製品本体にも容易に消えない方法で表示されていることを確認すること。この事項は、安全警告標識及び「注意」の文字を併記すること。また、事前に医師に相談する必要がある場合の例を、心臓病、高血圧等のように示されていることを確認すること。</p> <p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。ただし、個々の運動の名称等で専門用語を使用する場合は、図等によってその説明が行われていることを確認すること。</p> <p>(1) の事項は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった色彩を用いるなどして、より認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(4)、(9)～(12)の事項は、安全警告標識を併記したり、枠で囲んだり、他の文字より大きな</p> |

| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-----|---|--|
| | <p>項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、保管すること。</p> <p>(2) 家庭用であるため、学校、スポーツジム等、不特定多数の利用者によって使用される用途には用いないこと。</p> <p>(3) 使用体重制限 例. 100 kg</p> <p>(4) 健康な人を対象とした製品であり、事前に医師に相談する必要がある場合、及び家庭内リハビリ用に使用する場合は、必ず医師に相談してから使用すること。</p> <p>(5) 各部の名称</p> <p>(6) 部品の構成</p> <p>(7) 組立・分解方法</p> <p>(8) 調節・調整方法</p> <p>(9) 幼児が遊具等として使用しないことを、保護者の責任で注意すべきこと。</p> <p>(10) 設置上の注意 ①浴室付近等の湿気の多いところや、水滴等が製品にかかる場所への設置は、さびの発生や負荷調整部の狂い等が発生するおそれがあるため、設置に注意すること。 特に、商用電源を使用する製品にあっては、通電部分に水分が入らないよう注意すること。 ②乗降や使用中の運動動作領域を十分確保できる位置に設置すること。</p> | <p>文字を使用したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいよう示めされていることを確認すること。特に (4)、(9) 及び(11)。 ⑤には、「注意」の文字が安全警告標識に併記されていることを確認すること。</p> <p>(3) 使用体重制限は、標準として 100 kg 以下とする。これ以上の表示を行う場合は、強度試験項目における各試験荷重値に体重増加比率を乗じる等して各項目に適合していることを確認すること。</p> <p>例. 体重制限を 130 kg とする場合 3. 安全性品質 2. (1) ペダルの耐荷重試験 試験荷重の算出 試験荷重 = $1,500 \text{ N} \times (130/100)$ = 1,950 N</p> <p>(4) は、事前に医師に相談する必要がある場合の例として、心臓病、高血圧等のように詳細に示されていることを確認すること。</p> |

| 項 目 | 認 定 基 準 | 基 準 確 認 方 法 |
|-----|--|-------------|
| | <p>(11) 使用上の注意</p> <p>①電氣的な接続部は、確実に接続されており、濡れたり、燃えやすいものが近くにあることを確認して使用すること。</p> <p>②各使用条件を設定する際、調節部等が確実に調整され、接合部、負荷固定部等にゆるみ、外れ等がないことを点検して使用すること。</p> <p>③用途以外の使用は行わないこと。</p> <p>④乗降する場合等に、ハンドルにもたれかかったり、使用中に周囲の人が製品及び使用者を押したり、引いたりすることがないこと。運動動作の妨げとなったり、安定性を損なうおそれがあります。</p> <p>⑤身体に変調があったら、すぐに使用を停止する旨。</p> <p>(12) 保管方法及び保管上の注意</p> <p>①使用しない場合は、別の用途には使用しないよう、梱包等し、特に幼児が触れないよう注意すること。</p> <p>②屋外や湿気の高い所には保管しないこと。さびの発生、負荷部の調整不良の原因となります。</p> <p>(13) S Gマーク制度は、エルゴメータの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(14) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号。</p> | |

参考付図



自転車エルゴメータの各部の名称